

	内容	回答
1	研究費の応募・受入状況の記載について、これは研究代表者として応募・受入している研究費のみが対象か。それとも、研究分担者等として参画している研究費も含めて記載する必要があるのか	研究分担者として研究費の予算配分を受けているものを含めてご記載ください。
2	現在稼働中の連携スキーム委託研究課題に参画している研究者が、R8連携スキームの委託課題の研究者として参画することは可能か	可能です。ただし、当該研究者が公募要領の12(2)「不合理な重複及び過度の集中の排除」で示したケースに該当する場合には、認められません。
3	コンソーシアムを協定書方式で組成する場合について、協定書は、参加機関全ての連名による一つの協定書を作成し、各参加機関がそれぞれ保有する形か。それとも、代表機関と各参加機関との間で個別に協定を締結し、それぞれが保有する形か。	協定書方式の場合は、代表機関及び全ての共同研究機関を当事者とする、全参加機関連名の一つの協定書を作成してください。
4	知的財産に関する取り決めについて、協定書方式で締結する場合であっても、知財合意書などの知的財産権に関する合意書を別途締結する必要があるか。	契約書で定めている項目以上に、特別に知的合意書や権利化等方針を定めることが想定されない研究課題については、別途作成せずに、コンソーシアムの規約や協定書等の記載の中で簡易的に規定いただいても差し支えございません。
5	協定書方式の場合、協定書の原本は一つだけか、参加機関が各自保管するように複数必要か。	協定書の原本を複数用意するかどうかについてはコンソーシアム内の合意に基づいて決定してください。
6	規約方式と協定書方式は連名の契約書が必要で、共同研究方式は個別の同意書があればいいということか。	ご認識のとおりです。
7	コンソーシアムを組んだ場合の経費の執行管理について、各研究者は所属する研究機関の執行ルールに従えばよいのか、どこか一つの研究機関の執行ルールに全員が従わなければならないのか。（コンソーシアムとして旅費や謝金の規程を定めずに、各所属機関の規程に基づいて支出されたものについて代表機関がまとめるだけでよいのか。）	コンソーシアムを組んだ場合の予算執行について、各共同研究機関に配分された経費は、委託契約書及び公募要領に反しない範囲で、原則として各共同研究機関の規程等に基づき執行して差し支えありません。ただし、代表機関はコンソーシアム全体の経費執行状況を取りまとめ、委託者への報告、証拠書類の確認、検査対応等を行う必要があります。そのため、コンソーシアムとして旅費や謝金に関する統一規程を別途定めることまでは必須ではありませんが、各機関において適切に執行管理し、代表機関が必要な確認を行える体制を整えてください。
8	概算払必要理由書を提出し、財務省の了承を得られれば、1年度分をまとめて概算払いてできるという理解でよいか。	制度上は可能です。ただし、財務省との協議にあたっては、資金繰り表など概算払が必要不可欠であることが証明できる書類の提出が必要となります。また、概算払協議には一定程度の時間を要する見込みです。なお、概算払を行う場合には、返還額が生じないよう、見積書等により支出予定額が確認できるものなど、支出の確実性が高い経費を対象としております。
9	委託費執行時期について、研究期間内の年度を超えての執行は可能か。（例えば、2027年3月に外注、2027年4月以降に業務完了し、2028年度中に費用を支払うなど）	委託費の執行は年度を超えて行うことはできません。
10	研究の進め方について、政策研のカウンターパートとなる研究者と定期的なミーティングの機会はあるか。	受託者、政策研研究者及び農林水産省関係局庁職員からなる連携推進チームを設置して話し合いの場を設けることになっています。
11	政策研の客員研究員となっている者を、共同研究者として参加させることは可能か。また、コンソーシアムに参加することは可能か。	客員研究員は政策研の一員との立場となるため、コンソーシアムを含め、共同研究者として受託側に参加することはできません。
12	データマネジメントプランはいつまでに作成する必要があるのか。	e-Radの応募段階では企画書のみを提出いただき、委託契約締結時までに本体を提出いただくこととなります。
13	委託費の精算払いにおける支払いの流れはどのようになっているか。	3月末までに実績報告に必要な書類の提出・検査を経て、4月に支払いを行うのが通常の流れです。
14	精算払いの場合、4月中に代表機関にまとめて支払いがあるということか。その場合、入金があるまで経費は立て替えておく必要があるということか。	ご認識のとおりです。
15	概算払いの場合、一部経費を概算払いする場合の手続きはどうか。	全額概算払いの場合も一部を概算払いする場合も財務省との協議など必要となる手続きや書類に違いはありません。